

**（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務委託
公募型プロポーザル実施要項**

1 趣旨

この要項は、盛岡市が令和5年度の開業を目指して整備を進める道の駅について、施設の設計・整備のほか、道の駅を核とした地域活性化の具体的方策の企画・立案、経営戦略の策定等を行う、市及び将来の運営を担う運営候補者に対して助言・支援等を行う「（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務」（以下「業務」という。）の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施することに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要等

（1）業務の名称

（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務委託

（2）業務の目的

「盛岡市道の駅基本計画」（以下、「基本計画」という。）に掲げる整備目的及び道の駅の目指すものを具現化し、特徴のある道の駅とするため、市及び運営候補者と協力関係を保持しつつ、これらが行う次の業務に対し、具体的な助言・支援を実施することを目的とする。

ア 運営候補者が市と一体となって行う（仮称）道の駅もりおかの経営戦略等の策定

イ 市が運営候補者の意見を取り入れながら実施する（仮称）道の駅もりおかのデザイン設計、建設、開業の諸準備

ウ （仮称）道の駅もりおかを核とした地域活性化の具体的方策の企画・立案

エ その他、基本計画の具現化に必要な事項

（3）業務の内容

この要項及び別紙仕様書のとおり。

（4）発注者

盛岡市

（5）業務委託の期間

業務委託契約の締結の日から令和3年3月30日まで

（6）業務委託契約の上限額

8,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

（1）実施要項等の配布

実施要項等は、令和2年5月18日（月）から令和2年5月29日（金）まで、盛岡市玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室において配布する。

また、市公式ホームページの盛岡市道の駅設置事業のページからダウンロードもできる。

（2）提案者の資格要件

次に掲げる資格要件をいずれも満たす法人とする。

ア 次に掲げる実績をすべて有している者であること

- (ア) 道の駅又はこれに類する施設（観光交流施設や民間の商業施設等）の整備及び運営実績
- (イ) 道の駅又はこれに類する施設（観光交流施設や民間の商業施設等）の活性化のための施策（集客、販促等）の実績
- (ウ) 道の駅又はこれに類する施設（観光交流施設や民間の商業施設等）を中心とした土地利用の調査及び計画策定等の実績
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ウ 直近2年度分の本店所在地の法人市町村税，固定資産税，都市計画税若しくは直近2事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがある者，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者，その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと
- オ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項の「暴力団員等」の規定に該当しないこと
- (3) グループでの応募
 - 複数の法人により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募する場合には，次のことに留意すること。
 - ア グループで応募する場合は，グループを代表する法人を定めること
 - イ 単独で応募した法人は，グループでの応募の構成員になることはできないこと
 - ウ 応募した複数のグループにおいて，同時に構成員になることはできないこと

4 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

ただし，グループ応募の場合は，(2)から(11)までの書類を，グループを構成するすべての法人について，提出すること。

- | | |
|--|----|
| (1) 申込書（様式第1号） | 1部 |
| (2) 申立書（様式第2号） | 1部 |
| (3) 委任状（様式第3号） | 1部 |
| ※ グループ応募の場合のみ | |
| (4) 法人登記 履歴事項全部証明書（写し可） | 1部 |
| ※ 申込書提出日の直前3か月以内に発行されたもの。 | |
| (5) 印鑑証明書（原本） | 1部 |
| ※ 申込書提出日の直前3か月以内に発行されたもの。 | |
| (6) 納税証明書（写し可） | 1部 |
| ※ 直近2年度分の本店所在地の法人市町村民税，固定資産税，都市計画税並びに直近2事業年度分の法人税，消費税及び地方消費税の納税証明書 | |
| (7) 役員の一覧表（様式第4号） | 1部 |
| (8) 企画提案書（任意様式） | 5部 |
| (9) 実績調書（様式第5号） | 5部 |

(10) 見積書（任意様式） 5 部

※ 項目、数量、単価、金額、税等を記載すること。

(11) 会社概要が分かるパンフレット等（任意様式） 5 部

※ グループ応募の場合、(2)から(11)までの書類は、グループを構成するすべての法人について、提出すること。

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和2年5月18日（月）から令和2年5月29日（金）必着

（土曜・日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出方法

持参、簡易書留、レターパック及びゆうパックでの郵送による。

なお、郵送により提出する場合は、封筒等の表面に「（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務提案書」と朱書きすること。

6 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問用紙（様式第6号）を提出すること。

なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和2年5月18日（月）から令和2年5月22日（金）午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールによる。（送信先：michi-eki@city.morioka.iwate.jp）

電子メールの件名は「（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務質問」とすること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、盛岡市公式ホームページへ順次掲載し、公表する。

なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション・聞き取り審査により行うこととする。

ただし、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、プレゼンテーション・聞き取り審査を実施せず、書類審査のみとする場合がある。この際は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があるものとする。

(2) 審査基準

次に掲げる項目に対する申請者の提案や考え等を総合的に評価し、選定する。

ア 事業者の実績、業務の実施体制

イ （仮称）道の駅もりおかを核とした地域活性化に対する考え又は提案

ウ 基本計画の各項目を具現化するための具体的戦略・方策等に対する考え又は提案

エ （仮称）道の駅もりおかの施設を整備するに当たっての課題や留意すべきこと

オ （仮称）道の駅もりおかを運営するに当たっての課題や留意すべきこと
カ イ，ウ，エ及びオに基づく，施設整備（基本計画の整備方針の具体策など）への提案
キ 委託費提案額の妥当性

(3) 審査結果

審査結果は，提案者に対して速やかに通知するとともに，市公式ホームページへ掲載し，公表する。

(4) 審査日程（予定）

ア 公募の周知	令和２年５月18日（月） （市公式ホームページ掲載，実施要項等配布）
イ 質問の受付期間	令和２年５月18日（月）から令和２年５月22日（金）まで
ウ 提案書類の受付期間	令和２年５月18日（月）から令和２年５月29日（金）まで
エ 審査の実施	令和２年６月８日（月）（時間は別途通知します）
オ 審査結果の通知・公表	令和２年６月10日（水）

8 委託契約の締結

契約締結の方法は随意契約とし，審査により選定された第１順位者から見積書を徴収して契約書を作成する。

なお，契約内容となる仕様書については，第１順位者が提出した提案内容を基に作成するが，本業務の目的を達成するために必要と認められる場合には，市と第１順位者との協議により提案内容の一部を変更した上で，仕様書を作成する場合がある。

9 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用は，全て提案者の負担とする。

(2) 説明会

このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

ただし，応募に当たり，事前に道の駅の整備予定地及びその周辺地域の現地確認を希望する場合は，提出書類の受付期間内で現地確認を希望する日の前日の正午までに，問い合わせ先に電子メール又は電話で連絡すること。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は原則として返却しない。

なお，提出された書類は，盛岡市情報公開条例（平成12年12月26日条例第51号）に基づき開示等を実施する場合がある。

(4) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について，関係機関に照会する場合がある。

(5) 本業の独立性及び透明性の確保

本業務の受託者は，（仮称）道の駅もりおかの基本設計，実施設計及び整備工事等関連業務に応募することはできないものとする。

10 問い合わせ先・提案書類の提出先

盛岡市 玉山総合事務所 総務課 道の駅整備推進室

住所：〒028-4195 盛岡市渋民字泉田360

電話：019-683-2116（直通）

F A X：019-683-1130（直通）

電子メール：michi-eki@city.morioka.iwate.jp